

ニューオータニイン横浜プレミアム 宿泊約款

適用範囲

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若くは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔状態等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(神奈川県旅館業法施行条例第4条)

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（神奈川県旅館業法施行条例第4条の規定にもとづく。）
 - (6) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所、年齢、性別、電話番号及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、性別及び
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 平日（月～金） 午前11時以降 1時間ごとに2,000円（税込）
 - (2) 土日祝日 午前11時以降 1時間ごとに3,000円（税込）
 - (3) 全日共通 午後13時以降 室料金の100%

利用規則の遵守

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の主な営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロント・会計等のサービス時間:

イ. 門限 ロビィ階正面玄関	24 時間
ロ. フロント	24 時間
ハ. フロント会計	24 時間

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ. 朝食 (3 階「下町 DINING&CAFE THE sea」)	午前 7:00～午前 10:00	他
ロ. 昼食 (3 階「下町 DINING&CAFE THE sea」)	午前 11:30～午前 14:00	他
ハ. 夕食 (3 階「下町 DINING&CAFE THE sea」)	午前 5:30～午後 10:00	他

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

料金の支払い

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行に

より宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の災害等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取り扱い

第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 30 万円を限度としてその金額を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、30 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条

宿泊客の故意又は過失により、当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

■別表第1 宿泊料金等の内訳と算定方法

	内 訳	消 費 税
宿泊客が払うべき額	宿泊料金 (1)基本宿泊料・室料 (2)サービス料[(1)×10%] (3)消費税	(1+2) × 10%
	飲食料金 (4)飲食及びその他の利用料金 (5)サービス料 [(4)×10%] (6)消費税	(4+5) × 10%
	その他 (7)電話・電報・FAX (8)CATV料 (9)ランドリー料 (10)その他宿泊に付随する代金 (11)消費税	(7), (8), (9), (10) × 10%

備考

1. エクストラベッド及びソファベッド仕様での利用につきましては、1台5,000円となります。
2. 宿泊勘定書きの印字は、消費税がTaxと表示されています。
3. 税金は内税方式といたします。

■別表第2 違約金

契約解除の通知 を受けた日		契約申込人数				
		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

注意

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について規約の解除があった場合には、10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数がでた場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

第19条 免責事項

当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行なうものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

ニューオータニイン横浜プレミアム ご利用規則

快適なご宿泊をいただきますように、宿泊約款第10条の定めにあるとおり、下記の規則をお守りくださいますようお願い致します。

この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、ご宿泊及び館内諸施設のご利用をお断りさせていただく場合がございます。

記

(1)客室のご利用について

1. 客室をご宿泊及びご飲食以外の目的でご利用されることは硬くお断り致します。
2. 館内への許可のないご飲食物の持ち込み及び外部からの取り寄せはお断りいたします。
3. 訪問者とのご面会はロビーにてお願いいたします。
4. 未成年のご宿泊は、その保護者の許可がない限りお断り致します。
5. 長期のご宿泊契約により、貸借権、住居権等、借家法その他住居に関連する法律上の権利を発生するものではありません。
6. 宿泊登録者以外の方のご宿泊は堅くお断り致します。
7. お部屋にご到着の際、非常口の位置及び避難経路のご確認をお願いいたします。
8. 客室内及び廊下等、館内でのキャンドルの使用、暖房用、炊事用などの火気の使用は堅くお断り致します。
9. ブラケットに衣類等を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
10. 1.5 キロワット以上の電気製品を誤使用にならないでください。

(2)お部屋の鍵等について

1. お部屋の鍵は、ホテルをご出発の際に必ずフロントにご返却ください。紛失等によりご返却のない場合は、鍵代金の実費をお支払いただきます。
2. 来訪者があった時は、ドアスコープ等でご確認ください。不審者と思われる場合は、フロント（ダイヤル⑥）にご連絡ください。

(3)貴重品、お預かり品について

1. 現金、貴重品等はフロントにお預けください。客室内の金庫のご利用は宿泊期間内のとさせていただきます。客室内及びパブリックスペースにおける紛失、盗難につきましては、その責任を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品・骨董品等のお預かりはご遠慮申しあげます。
2. 当ホテル内の諸施設にてお預かり品の管理責任は、各施設毎にこれを定めております。
3. 当ホテル内での遺失物の処理は一定期間保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

(4)お支払等について

1. お会計はご出発時にフロントでお願い致します。なお、ご滞在中でも都合によりお支払いをお願いする場合がございますので予めご了承ください。
2. ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、予めご了承ください。
3. 宅急便等配送物のお支払い、タクシー代、切符代、お買い物代等は、その場での元払いでお願い致します。
4. 客室内の電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承ください。

(5)顧客クラブ会員の利用について

顧客クラブ会員の方のご利用も、宿泊約款に反する事実があったと認められる場合は、顧客クラブ会員規約により、会員資格は取り消され以後のご利用をお断り致します。

(6)暴力団及び暴力団員、並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り致します。)
2. 反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り致します。)
3. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテル利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
4. 当ホテルを利用する方が心神耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断り致します。
5. 館内及び各室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他社に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにそのご利用をお断りいたします。
6. その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断り致します。

(7)駐車場のご利用について

1. 構内では、係員の誘導及び指示に従っていただきます。
2. 駐車場の車内に貴重品及びその他の物品を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等については、その責任を負いかねます。
3. 街頭宣伝車等の乗入れ行為はお断り致します。
4. その他、路上駐車場管理規定に従っていただきます。

(8)ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持込み、または行為はご遠慮ください。

1. 館内で許可なく告知物の配布や張紙、物品の販売・展示品等の行為は堅くお断り致します。
2. 当ホテルの名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の写真または模写した映像、その他商標・意匠等、当ホテルが所有する権利を許可なくしようすることは堅くお断り致します。

3. 館内及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動したり、許可なく変更、加工しないでください。万一それら備品の紛失・破損等があった場合はその実費を弁済いただくことがあります。
4. 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
5. 館内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - イ.愛玩の動物、鳥類等（ただし、盲導犬、身体障害者補助犬は除く）
 - ロ.異臭を発するもの（お香、せん香も含む）
 - ハ.許可証のない鉄砲、刀剣類等
 - ニ.発火または引火しやすい火薬・揮発油類等
6. 館内での携帯電話のご利用は他のお客様の迷惑とならないマナーでお願い致します。
7. 無許可の集会・政治活動行為はお断り致します。
8. プラカード・ゼッケン・ハチ巻・横断幕等による示威行為及びそれ等の持込みはお断り致します。